

18歳から成人です!

●●● 成人になるって ということ? ●●●

令和4年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられました。
成人になると何が変わるのでしょ

親の同意なく
自分の責任で
契約が結べます



例えば・・・
スマホを契約したり
アパートを借りたり
クレジットカードを作ったり
できるようになります



⚠ 若者を狙った悪質な業者もいるので注意

18歳からは未成年者取消権が使えなくなります。
そのことを利用した業者があなたを狙っているかもしれません…

特に **かね** と **び** の誘惑にご用心!



お金もうけに
興味ある?

キレイに
なれるよ!



若者によくあるトラブル事例は
裏面をチェック!

家族が消費者被害にあわないために、みんなで話し合ってほしいこと

● 若者に多い相談事例



報酬を得るため必要と言って、登録料やサポート代等の名目でお金を振り込ませる手口

報酬を得られず、相手と連絡が取れなくなった…

簡単に稼げるという副業・アルバイト



借金を抱え、友達も失ってしまった…

友達などを加入させれば利益が得られると言って商品やサービスを契約させる手口

マルチ商法ネットワークビジネス



エステや美容医療など長期で高額なサービス契約は中途解約でトラブルになりやすい

クレジットが支払えない…効果が感じられない…

継続的なサービス契約



継続購入が条件だったなんて…

お得な1回だけの購入と思っていたら、2回目から高額な商品が届いて支払えない

通信販売定期購入

トラブルに遇わないために 親子でチェック☑

☑ 契約は、よく考えてから

- ・価格や品質、返品や解約ができるかどうか、複数回の購入が条件となっていないかなど、契約前によく確認しましょう。
- ・内容をよく理解し、本当に必要な契約かどうか、慎重に考えましょう。

☑ おいしい話をうのみにしない

- ・「簡単に儲かる」「すぐ元がとれる」なんてことは、あり得ません。
- ・インターネットやSNSの広告や書き込み、友人や知人、SNSで知り合った人からの説明はうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。
- ・マルチ商法、怪しい副業・アルバイト、暗号資産等のもうけ話には特に気を付けましょう。

☑ 困ったら、すぐに相談

- ・「本当かな?」「どうしよう」「困った」そんなときは両親や、周囲の人、消費生活相談窓口等に相談しましょう。



い や や
消費者ホットライン ☎188

お近くの消費生活相談窓口（市町村の相談窓口や県消費生活センター）につながります。



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

